

IV 參考資料

令和8(2026)年度 栃木県児童・生徒指導の基本方針

栃木県教育委員会

児童・生徒指導とは、児童生徒が、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、児童・生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

そのため、各学校においては、校長のリーダーシップの下、児童生徒の自己指導能力の獲得を支える児童・生徒指導を全校体制で推進する。

児童・生徒指導をもって育む能力や態度等

- 他者との関わりの中で自らをかけがえのない存在として認識する自尊感情
- 生命尊重の精神や人権感覚、思いやりの心を備えた豊かな感性
- 自己の夢や希望を実現しようとする意欲や態度
- 集団や社会の一員としての自覚や責任ある態度及び規範意識
- よりよい人間関係を構築できる能力
- 場に応じて適切に判断し行動する力

【努力点】

1 学業指導の充実

「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」の相互の関連を意識しながら一体的に進める指導の工夫

2 発達課題の達成に向けた指導の充実

児童生徒理解に基づく系統的な指導と、発達課題の達成を図る児童・生徒指導の推進

3 ガイダンスの機能の充実

現在及び将来の生き方を考え行動する態度や能力を育てるガイダンスの機能の充実

4 家庭や地域社会、関係機関等との連携・協働体制の充実

児童生徒の健全育成に向けた家庭・地域社会・関係機関等との緊密な連携・協働体制の充実

5 問題行動や不登校等対策の充実

いじめをはじめとする問題行動や不登校等への適切な対応と危機管理体制の強化

【取り組むべき具体的内容】

1 学業指導の充実

○ 一人一人の児童生徒理解及び学級(ホームルーム)集団の実態把握に基づく個性(よさや違い)を集団の中で生かし合い、伸ばし合える授業づくりに向けた取組とその評価の工夫

2 発達課題の達成に向けた指導の充実

○ 児童生徒の実態に応じた発達課題の明確化とその達成に向けた指導及び評価の工夫

3 ガイダンスの機能の充実

○ 学級(ホームルーム)や学校の生活への適応やよりよい人間関係を形成する学級(ホームルーム)活動等の充実

○ 将来の進路、自己の在り方生き方などについて、主体的な選択やよりよい意思決定ができるようにするための計画的・組織的な指導の充実

4 家庭や地域社会、関係機関等との連携・協働体制の充実

○ 基本的な生活習慣の定着に向けた家庭と連携した取組の充実

○ いじめをはじめとする問題行動や不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた家庭・地域住民、外部専門家、関係機関及び異校種等と連携・協働した取組の充実

5 問題行動や不登校等対策の充実

○ 個性や多様性を認め合い、安心して学び、生活できる風土づくり及び危機管理体制の強化

○ いじめ防止対策推進法、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン等に基づく組織的対応の徹底

○ 深い児童生徒理解に基づく個別の状況に応じた柔軟な働きかけときめ細かな支援による不登校対策の充実

栃木県人権教育基本方針

栃木県教育委員会
平成13年11月6日決定
平成14年4月1日実施

人権は、「人間の尊厳」に基づく人間固有の権利である。我が国の人権に関する現状を見ると、性別、社会的身分又は門地等による不当な差別が今なお存在し、また、少子高齢化、国際化、情報化等の社会の変化に伴い、人権に関する新たな課題も生じてきている。これらの課題を早急に解決して、一人一人の人間が尊厳をもつかけがえのない存在であるという考え方が尊重され、守られる社会を作っていくことが求められている。

栃木県教育委員会は、人権の共存を人権尊重の理念とし、人権教育を人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動ととらえ、人権教育が、様々な人権に関する課題解決において極めて大きな役割をもつとの認識の下に、日本国憲法並びに教育基本法の精神にのっとり、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等を踏まえ、次の基本方針により人権教育を推進する。

- 1 すべての学校すべての地域において、人権尊重の精神の涵養を目的に、組織的、計画的に推進されるよう、推進体制の整備・充実を図り、積極的な推進に努める。
- 2 学校教育においては、児童生徒の発達段階に即しながら、各教科等の特質に応じ、学校の教育活動全体を通じて、人権尊重の理念について理解を促すように努める。
- 3 社会教育においては、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会を提供し、人権尊重の理念について理解を深めるように努める。
- 4 指導者の養成及び研修については、計画的に実施し、資質の向上に努めるとともに、その活用を図る。
- 5 各実施主体は、生涯学習の観点に立って、学校教育、社会教育及び家庭教育のそれぞれの主体性を尊重しつつ、相互の連携を図り、総合的かつ効果的な推進に努める。
- 6 推進に当たっては、学校や地域の実情等に応じ、人権に関する現状を正しく把握して取り組むとともに、教育の中立性の確保に努める。

とちぎの子ども育成憲章

～とちぎの子どもをみんなで育てるために～

○ 憲章の目的

次代を担うとちぎの子どもたちが、心豊かにたくましく成長することは県民すべての願いです。

少子高齢化の急速な進行や情報化、国際化の進展等により、社会情勢は大きく変化し、さらに昨今の新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、青少年をめぐる問題はますます多様化・複雑化しています。

このような状況において、青少年が心身ともに健全に成長していくためには、親はもとより、周りの大人がより積極的に子どもの成長に関わっていく必要があります。

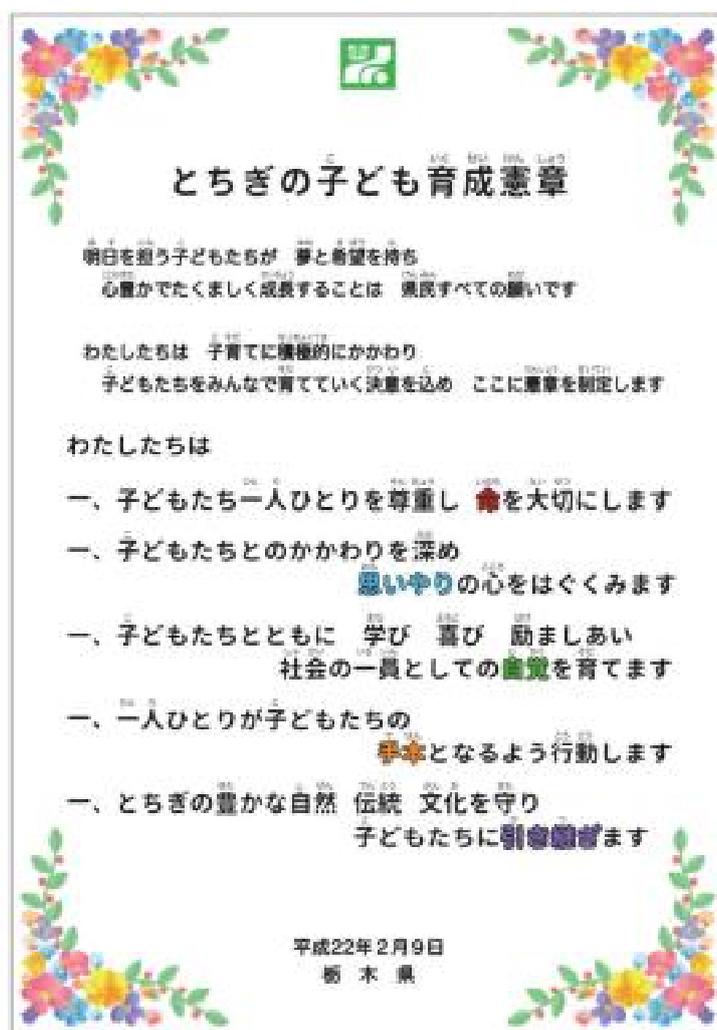
そこで、県では、子どもたちを育成していく上での基本となり、また、大人の責任と自覚を促し、一人ひとりが実行していくための基本理念や行動指針となる「とちぎの子ども育成憲章」を平成22(2010)年2月に制定しました。

なお、この憲章は、「とちぎの子ども・子育て支援条例」(平成31年(2019)年1月1日施行)に位置づけられています。

○ 憲章の内容

憲章は前文と5つの条文からなり、前文には、目指す子ども像と育成に対する決意が示されています。5つの条文には、子どもと関わる行動指針として、5つの視点を示しています。家庭、学校、地域、職場等あらゆる場面で実践されることが期待されます。

また、命を大切にし、思いやりの心と社会の一員としての自覚を持った人に成長してほしいという、成長過程にある子どもたちに対する大人からのメッセージでもあります。





令和8（2026）年度
幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校
指導の指針

令和8（2026）年3月

編集発行 栃木県教育委員会事務局義務教育課

宇都宮市塙田1-1-20

TEL 028-623-3392

URL <https://www.pref.tochigi.lg.jp/m03/sidounosisin.html>

栃木県（ホーム）> 教育・文化 > 学校教育 > 小・中学校 >

〔教育課程に関わること〕【義務教育課】> 指導の指針

VERY 
GOOD
LOCAL
とちぎ

